

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

1. 対象地域：東京都, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 大阪府, 京都府, 兵庫県,
愛知県, 岐阜県, 栃木県, 福岡県（11都府県）
2. 緊急事態措置の実施期間:令和3年2月7日(日)まで

町民の皆様へのお願い

- 対象地域への不要不急の往来を自粛していただくとともに、不要不急でない場合も慎重に判断していただくようお願いいたします。なお、対象地域と同様に感染が拡大している『熊本県, 宮崎県, 沖縄県』への不要不急の往来についても自粛していただきますようお願いいたします。
- 対象地域以外の往来についても、慎重に判断し移動する場合は、感染リスクの高い場所や場면을避けていただくようお願いいたします。
- いつ、どこで自分が感染するかもしれない、又は、無症状のまま周囲の人にうつすことがあるかもしれない、という状況にあることを自覚していただき、危機感をもった行動と感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

南種子町長 小園 裕康